

廃 第 2 9 7 号
令和 7 年 1 2 月 2 5 日

一般社団法人 しまね産業資源循環協会
会長 尾崎 俊也 様

島 根 県 環 境 生 活 部 長
(廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省
令の施行について（通知）

このことについて、令和 7 年 12 月 22 日付け環循規発第 2512221 号により、
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知があ
りましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

- (1) 電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加
- (2) 委託契約書に含まれるべき事項の追加

2 その他

改正省令を受け、現行の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）」
（平成 25 年 6 月）を改訂し、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 3
版）」（令和 7 年 12 月）を公表したので、留意されたい。